



平成 28 年 2 月 29 日

各 位

会社名 株式会社東京ドーム
代表者名 代表取締役社長 久代 信次
コード番号 9681
問合せ先 責任者役職名 広報 IR 室長
氏名 庄司 正信
TEL 03-3811-2111 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 28 年 4 月 27 日開催予定の第 106 回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 単元株式数の変更

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を 100 株に変更いたします。

(2) 発行可能株式総数の変更

株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を変更いたします。

(3) 責任限定契約を締結できる会社役員の変更に係る範囲の変更

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当該条文の一部を変更いたします。なお、第 32 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、前回の変更時における改訂漏れについて修正いたします。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

平成 28 年 4 月 27 日（予定） 定時株主総会決議日

平成 28 年 4 月 27 日（予定） 定款変更の効力発生日

（第 6 条及び第 8 条の変更は平成 28 年 8 月 1 日（予定））

4. その他

本日、別途「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

(別紙)

(下線__は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第 6 条 当会社の発行可能株式総数は <u>3 億 9,600 万株</u> とする。</p> <p>第 8 条 当会社の単元株式数は、<u>1,000 株</u> とする。</p> <p>第 30 条 (2) 第 <u>28 条</u> 第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第 32 条 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 42 条 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>1 億 9,800 万株</u> とする。</p> <p>第 8 条 当会社の単元株式数は、<u>100 株</u> とする。</p> <p>第 30 条 (2) 第 <u>27 条</u> 第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第 32 条 当会社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 42 条 当会社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p><u>附則</u> <u>第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 28 年 8 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもって削除する。</u></p>